



白山市立北星中学校

生徒指導だより

2024.6.18

NO. 4

【6月の生活目標】身だしなみを整え、さわやかな挨拶をする

安全運転に心がけていますか？

学校生活にも慣れ、油断した頃に事故が起きます。梅雨の時期も近づき、危険も増えます。そこでもう一度、交通安全について再確認してもらいたいと思います。

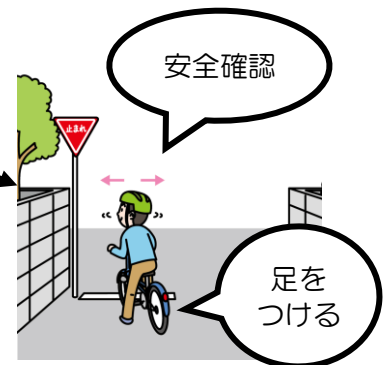
1. 自転車通学のルール

- ヘルメットを必ず着用する。
- 通学路を守り、自転車の二人乗りや並列走行などの危険な行為は絶対しない。
自転車を押して歩くときも並列にならないようにする。
- 安全確認を十分してから横断歩道を渡る。(斜め横断禁止)
- 薄暗くなったらライトを必ずつける。(ライトが付かない自転車は使用禁止)
- 降雨時は、必ずカッパを着用する。(傘さし運転は法律で禁止されている)
- 盗難防止のため、自転車の鍵は必ずかける。
その他、詳しくは「学校生活のしおり」を確認する。

※違反があった場合は、自転車通学停止になります。

2. 法律(道路交通法)で特に気をつけてほしいルール

- 「止まれ」の標識や、赤の点滅信号で止まる。
一旦停止とは、「足を地面につけて停まること」です。
- 自転車は車道を走る。(例外的に認められている場合は歩道を走ることができます)
- 安全運転に違反することはしない。
 - ・スマホ、ゲーム機等の操作や、読書しながらといった「ながら運転」
 - ・イヤホン等により、外部の音が聞こえない状態での運転
 - ・無灯火運転(夜間・トンネル等でライトをつけない状態)



※警察に注意された場合、自転車運転講習を受けなければならないこともあります。

3. 学校の身近にある危険な場所

農道や歩道にある段差



街路樹が伸びて見通しの悪くなった道路



降雨時のグレーチング



※車とぶつかる「被害者」にならないために、そして、人とぶつかる「加害者」にもならないために、自転車の安全運転を心がけましょう。

★ルールを守るのはもちろんのこと、歩行者や車にも気を配り、マナーを守って安全に自転車に乗りましょう。